

第 30 回

小野市農業委員会 議事録

小野市農業委員会

## 第30回 小野市農業委員会 議事録

- 1 開催日時 令和5年10月20日(金) 午後1時20分～午後1時55分
- 2 開催場所 小野市役所 2階 会議室2-1、2-2
- 3 出席委員 (農業委員8名)(農地利用最適化推進委員14名)
  - 1 : 住本 浩也
  - 2 : 中尾 正美
  - 3 : 稲岡 卓美
  - 4 : 本岡 俊郎
  - 5 : 小林 衛
  - 6 : 藤本 修造
  - 7 : 政井 武雄
  - 8 : 岸本 富生
  - 9 : 田中 眞司
  - 10 : 稲田 保
  - 11 : 近田 武司
  - 13 : 藤川 良昭
  - 14 : 永井 達郎
  - 15 : 土井 賢一
  - 16 : 増田 種正
  - 17 : 長谷川義博
  - 18 : 青木 輝剛
  - 19 : 藤原 廣典
  - 20 : 中井 義則
  - 21 : 森本 謙介
  - 22 : 前田 明弘
  - 23 : 横山 和行
- 4 欠席委員 (農業委員0名)(農地利用最適化推進委員1名)
  - 12 : 前田 薫
- 5 議事に関係した事務局職員
  - 事務局長 多鹿 博昭
  - 事務局 高橋 言
- 6 会議に付した事件  
議事
  - 議案第155号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
  - 議案第156号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達について
  - 議案第157号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について
  - 議案第158号 転用制限外農地の届出に対する受理について
  - 議案第159号 農用地利用集積計画の決定について報告事項
  - 報告1 各種証明書の交付
  - 報告2 農地法第4条第1項第8号及び同法施行令第3条第1項の規定による届出の受理
  - 報告3 農地法第5条第1項第7号及び同法施行令第10条第1項の規定

による届出の受理

報告 4 農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 68 条の規定による小作の解約通知の受理

報告 5 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理

報告 6 構造改善計画届出の受理

## 【 開 会 】

○議長 開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

季節が進んできており、朝出会う中学生からの挨拶も「寒くなってきたね。」と声をいただくようになってきました。

本日第 30 回小野市農業委員会を開催しましたところ、委員の皆様方には何かとお忙しい中、ご出席を頂きまして誠に有難うございます。

また、調査担当委員さんには、早朝より現地調査を実施していただきありがとうございました。のちほど、現地調査報告をよろしく願います。

さて、本日の委員会では、農地法第 3 条の許可、第 4 条及び第 5 条の許可申請に対する進達、転用制限外農地の届出に対する受理、農用地利用集積計画の決定などの、審議を予定しております。

そこで、議案審議において、ご質問・ご意見がある場合は、必ず挙手をしていただき議席番号、氏名を言ってから発言をしていただきますようお願い申し上げます。

委員各位におかれましては、各議案に対して、慎重にご審議をいただき、適正なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長 それでは、ただ今から第 30 回小野市農業委員会を開会いたします。

(議長着席)

○議長 まず、最初にご報告申し上げます。

12 番 前田薫委員は、本日の会議に出席できない旨の届け出がありましたのでご報告申し上げます。

○議長 次に、議事録署名委員 2 名を指名させていただきます。

このたびの委員会の議事録署名委員には、議席番号 5 番 小林委員、6 番 藤本委員をお願いいたします。

(農地法第3条関係)

○議長　それでは、これより議事に入ります。議案第155号を上程いたします。  
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿)　失礼します。議案書の1ページをお願いします。

議案第155号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について  
別紙の農地法第3条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見  
を求める。

令和5年10月20日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、2ページの3件になります。よろしくご審議をお願いいたします。  
す。

○議長　議案第155号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第3  
条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておら  
れますので、その説明をしていただき、審議を進めたいと存じます。

なお、各申請につきましては、事務局において農地法第3条第2項各号  
に該当しておらず、許可要件を満たしているものとして提案しております。

○議長　それでは1番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番　○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、1ページ、2ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 三和町○○○○ ○○○○、譲渡人 三和町○○○○  
○○○○、申請地：所在地 三和町○○○○ ○○○○ 地目山林 面積  
○○○○㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転、現況地目は畑  
であります。

申請地の隣が譲受人の宅地で、双方ともに山林でしたが、譲渡人の親が  
畑に開墾されたそうです。財産分与により譲渡人の名義となっていますが、  
本人は加西市に住んでおられ、畑の維持管理が不可能なため、親族でもあ  
り、近接に在住されている譲受人に売買の話があり、この度の申請となっ  
たものです。なお、この土地は水路が無く、野菜畑として使われるそうで  
す。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長　1番について、説明は終わりました。1番についてご質問、ご意見はご  
ざいませぬか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、2番について説明いたします。

参考資料の、3ページから8ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 中谷町○○○○ ○○○○、譲渡人 菅田町○○○○  
○○○○、申請地：所在地 中谷町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○  
○○○㎡ 自作地、中谷町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡  
自作地、中谷町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、  
中谷町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、中谷町○  
○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、以上合計5筆 合  
計面積○○○○㎡、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲受人のお父さんは、浄谷町の○○○○(企業名)で牛の飼育を担当し  
ておられ、譲受人も手伝っておられるようです。今回購入される田は、譲  
受人の名義にされるとのことです。譲受人は、年齢36歳、年間300日  
以上で、家族経営で農業活動をされています。また、譲受人のお父さんは、  
小野市内だけでなく、三木市内の田も耕作されています。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 2番について、説明は終わりました。2番についてご質問、ご意見はご  
ざいせんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については許可するこ  
とに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については許可することに決定  
いたします。

○議長 それでは3番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、3番について説明いたします。

参考資料の、9ページ、10ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 喜多町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 喜多町〇〇〇〇  
〇〇〇〇、申請地：所在地 喜多町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目畑 面積〇  
〇〇〇㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。  
よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 3番について、説明は終わりました。3番についてご質問、ご意見はご  
ざいませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番については許可するこ  
とに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、3番については許可することに決定  
いたします。

○議長 以上、議案第155号 農地法第3条関係では、申請件数3件、うち許  
可件数3件により審議は終了いたしました。

(農地法第4条関係)

○議長 次に、議案第156号を上程いたします。  
提案説明を事務局からいたします。

○事務局 (多鹿) 議案書の3ページをお願いします。

議案第156号

農地法第4条の規定による許可申請に対する進達について  
別紙の農地法第4条の規定による許可申請について、許可の適否につき意  
見を求める。

令和5年10月20日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、4ページの1件になります。よろしくご審議をお願いいたしま  
す。

○議長 議案第156号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第4  
条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておら  
れますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地  
調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

- 議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願い致します。
- 番 ○番○○が、1番について説明いたします。  
参考資料の、11ページ、12ページをあわせてご覧ください。  
申請人：久茂町○○○○ ○○○○、申請地：所在地 久茂町○○○○  
○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、公衆用道路(○  
○○○○㎡)への地目変更です。第3種農地です。  
現在の道路が狭いので、道路を拡張されたいとのことです。  
よろしくご審議のほどお願いします。
- 議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。
- 番 ○番○○が、1番の現地調査報告を致します。  
ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。  
相隣関係としましては、東側と北側が道路、西側が本人の田と宅地、南  
側が水路と宅地となっております。  
従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いか  
と思います。
- 事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、と  
もに提出されております。
- 議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されておしま  
す。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
- 番 ○○です。このような場合、道路の所有権はどのようになるのですか。
- 事務局 今回の場合は農地法4条の申請ですので、そのまま申請者が所有権を持  
ったまま、道路になります。そのあと、当該地について売買されるとかの  
可能性はあるかと思えます。
- 議長 ほかにご質問、ご意見はございませんか。  
(発言なし)
- 議長 ほかにご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については進達  
することに決定してご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 ご異議が無いようでありますので、1番については進達することに決定

いたします。

○議長 以上、議案第156号 農地法第4条関係では、申請件数1件、うち進達件数1件により審議は終了いたしました。

(農地法第5条関係)

○議長 次に、議案第157号を上程いたします。  
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿) 議案書の5ページをお願いします。

議案第157号

農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について  
別紙の農地法第5条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和5年10月20日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、6ページの2件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第157号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第5条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、13ページ、14ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 山田町○○○○ ○○○○、譲渡人 山田町○○○○  
○○○○、申請地：所在地 山田町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○  
○○○㎡ 自作地、摘要として、使用貸借権設定、普通車3台分の露天駐  
車場、進入路、回転スペースとなる予定です。第3種農地です。

譲渡人と譲受人は父と娘の関係です。お父さんがお持ちの土地を娘さんが借りて、駐車場にしたいということで申請されました。現場は幹線道路に隣接しているものの入りにくい状況で、幹線道路から町内に入っていく道路から申請地に入ることになるとのことです。

よろしくご審議のほどお願いします。



○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、1番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が水路、西側と北側が道路、南側が田となっております。

従いまして、隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。従いまして、隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、ともに提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については進達することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については進達することに決定いたします。

○議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、2番について説明いたします。

参考資料の、15ページ、16ページをあわせてご覧ください。

申請人:譲受人 古川町○○○○ ○○○○および古川町○○○○ ○○○○、譲渡人 古川町○○○○ ○○○○、申請地:所在地 古川町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、使用貸借権設定、1階72.04㎡、2階25.25㎡、合計97.29㎡の木造2階建一般住宅1棟となる予定です。第2種農地です。

譲受人のお二人はご夫婦です。また、譲受人の妻のほうは譲渡人の娘さんで親子関係にあります。現在譲渡人の夫のほうは、市外に在住されており、今回、譲受人の妻の方の実家の隣に新築されたいとのことでご申請となりました。特に問題はないものと考えます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

- 〇〇番 〇番〇〇が、2番の現地調査報告を致します。  
ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。  
相隣関係としましては、東側が道路、西側が田、南側が譲渡人の田、北側が宅地となっております。  
従いまして、隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。
- 〇事務局 ありがとうございます。隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、ともに提出されております。
- 〇議長 2番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。  
(発言なし)
- 〇議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については進達することに決定してご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 〇議長 ご異議が無いようでありますので、2番については進達することに決定いたします。
- 〇議長 以上、議案第157号 農地法第5条関係では、申請件数2件、うち進達件数2件により審議は終了いたしました。

(転用制限外農地の届出に対する受理について)

- 〇議長 次に議案第158号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。
- 〇事務局 (多鹿) 議案書の7ページをお願いします。  
議案第158号  
転用制限外農地の届出に対する受理について  
別紙の転用制限外農地の届出について、受理の適否につき意見を求める。  
令和5年10月20日提出  
小野市農業委員会 会長 岸本 富生  
詳細は、8ページの1件でございます。よろしくご審議をお願いいたします。
- 〇議長 議案、第158号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、転用制限外農地の届出に対する受理についてでございます。

該当地区の担当委員により、申請内容について、事前に調査を行っておられますのでその説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いし、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは、1番について 地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料は、17ページ、18ページをご覧ください。

届出人 久保木町○○○○ ○○○○、届出地 所在地 久保木町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡の内○○○○㎡ 自作地  
摘要として、農業用施設用地、農業用倉庫、第1種農地です。

届出人は現在8反の農地を耕作されておられます。今後も親戚の農地なども耕作していかれる予定にされており、現在の倉庫では手狭で不便になってこられているとのことで、今回、便利なところに新たな倉庫を建てたいとのことで申請されることになりました。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、1番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が道路、西側と南側が本人の田、北側が田となっております。

従いまして、隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、ともに提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については受理することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については受理することに決定いたします。

○議長 以上、議案、第158号 転用制限外農地の届出に対する受理についての審議は終了いたしました。

(農用地利用集積計画の決定について)

○議長 次に議案第159号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局 (多鹿) 議案書9ページをお願いします。

議案第159号

農用地利用集積計画の決定について

農用地利用集積等促進計画を別添のとおり定めるにあたって、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、意見を求める。

令和5年10月20日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

10ページをお願いします。

市長部局より、令和5年10月2日付で、意見を求められています。

11ページの「農用地利用集積計画書」を説明いたします。

利用権設定等総括表(使用貸借権の設定)で、

(1) 利用権の設定を受ける者(借り手)は、山田町〇〇〇〇 〇〇〇〇さん ほかとなっております。

新規は0件、再設定は2件、〇〇〇〇㎡、合計2件、〇〇〇〇㎡であります。

12ページをお願いします。

(2) 利用権の設定をする者(貸し手)は、市場町〇〇〇〇 〇〇〇〇さん ほかで、新規は0件、再設定は2件、〇〇〇〇㎡、合計2件、〇〇〇〇㎡であります。

次に、13ページは、利用権設定等総括表(賃借権の設定)で、

(1) 利用権の設定を受ける者(借り手)は、浄谷町〇〇〇〇 〇〇〇〇さん ほかとなっております。

新規は1件、〇〇〇〇㎡、再設定は9件、〇〇〇〇㎡、合計10件、〇〇〇〇㎡であります。

14ページをお願いします。

(2) 利用権の設定をする者(貸し手)は、黒川町〇〇〇〇 〇〇〇〇さん ほかとなっております。

新規は1件、〇〇〇〇㎡、再設定は17件、〇〇〇〇㎡、合計18件、〇〇〇〇㎡であります。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法

附則第5条の規定による旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いたします。

○議長 議案、第159号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「農用地利用集積計画の決定について」でございます。

本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案第159号 農用地利用集積計画の決定についてに関する審議は終了いたしました。

(報告事項)

○議長 次に、報告事項に移ります。

報告事項 1から6までを、一括して事務局から説明いたします。

○事務局 15ページをご覧ください。

報告1

下記のとおり各種証明書を交付したので報告する。

(証明期間 令和5年9月1日～令和5年9月30日)

令和5年10月20日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

(1) 農家証明 番号1 住所 久保木町〇〇〇〇 氏名 〇〇〇〇  
使用目的 農業用倉庫

以上記載のとおり、農家証明につきましては、1件で、使用目的は、農業用倉庫1件でございます。

(2) 耕作証明 番号1 住所 敷地町〇〇〇〇 氏名 〇〇〇〇  
使用目的 軽油免税申請

以下記載のとおり、耕作証明につきましては、合計6件で、使用目的はすべて軽油免税申請でございます。

証明書全体といたしましては、合計7件ございました。

引き続きまして16ページをご覧ください。

#### 報告2

下記のとおり農地法施行令第3条第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和5年9月1日～令和5年9月30日)

令和5年10月20日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出者 垂井町〇〇〇〇 〇〇〇〇、物件の表示 所在地 垂井町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡、摘要といたしまして、資材置場、駐車場 令和5年9月19日受理、必要書類についてはすべて揃っておりました。

以上、記載のとおり、農地法施行令第3条第1項の規定による届出は、1件 1筆 230㎡でございます。

引き続きまして17ページをご覧ください。

#### 報告3

下記のとおり農地法施行令第10条第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和5年9月1日～令和5年9月30日)

令和5年10月20日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出者 譲受人 三木市末広〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 天神町〇〇〇〇 〇〇〇〇、物件の表示 所在地 天神町〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡、摘要といたしまして、住宅用地 所有権移転 令和5年9月5日受理、必要書類についてはすべて揃っておりました。

以下、記載のとおり、農地法施行令第10条第1項の規定による届出は、2件 3筆 955㎡でございます。

引き続きまして18ページをご覧ください。

#### 報告4

下記のとおり農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による小作の解約通知が提出され受理したので報告する。

(受理期間 令和5年9月1日～令和5年9月30日)

令和5年10月20日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出人 貸人 黒川町〇〇〇〇 〇〇〇〇、借人 復井町〇〇  
〇〇 〇〇〇〇

物件の表示 所在地 住永町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積 〇〇  
〇〇m<sup>2</sup>

住永町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積 〇〇  
〇〇m<sup>2</sup>

以上合計2筆 合計面積〇〇〇〇m<sup>2</sup>

摘要 令和5年9月11日 利用権 使用貸借 合意解約  
以上、記載のとおり、解約通知につきましては、3件 6筆 〇〇〇〇  
m<sup>2</sup>でございます。

引き続きまして19ページをご覧ください。

#### 報告5

下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したの  
で報告する。

(受理期間 令和5年9月1日～令和5年9月30日)

令和5年10月20日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出者 譲受人(相続人) 中番町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡  
人(被相続人) 中番町〇〇〇〇 〇〇〇〇

物件の表示 所在地 中番町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積 〇〇  
〇〇m<sup>2</sup>

中番町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積 〇〇  
〇〇m<sup>2</sup>

中番町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積 〇〇  
〇〇m<sup>2</sup>

中番町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積 〇〇  
〇〇m<sup>2</sup>

中番町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積 〇〇  
〇〇m<sup>2</sup>

中番町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積 〇〇  
〇〇m<sup>2</sup>

中番町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積 〇〇  
〇〇m<sup>2</sup>

中番町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積 〇〇  
〇〇m<sup>2</sup>

中番町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積 〇〇  
〇〇m<sup>2</sup>

中番町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積 〇〇  
〇〇㎡

中番町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積 〇〇  
〇〇㎡

中番町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積 〇〇  
〇〇㎡

中番町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積 〇〇  
〇〇㎡

以上合計 13筆 合計面積 〇〇〇〇㎡

摘要といたしまして相続による所有権取得 令和5年9月5日受理  
農地法3条の3第1項の届出はすべて相続による所有権の取得が3件  
で、合計44筆 43560.18㎡でございます。

引き続きまして21ページをご覧ください。

#### 報告5

下記のとおり、農地の構造改善（地目転換等）計画届が提出されたので  
報告する。

（受理期間 令和5年9月1日～令和5年9月30日）

令和5年10月20日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出人 大阪市浪速区桜川〇〇〇〇 〇〇〇〇、  
所在地 広渡町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積 〇〇〇〇㎡  
広渡町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積 〇〇〇〇㎡  
以上合計2筆 合計面積 〇〇〇〇㎡

理由・事業計画といたしまして、90cm程地上げをして、排水をよくし、  
れんげ・ひまわりなどを植える予定。施工期間は令和5年9月15日か  
ら令和5年12月14日までとなっております。

以上、記載のとおり、農地の構造改善（地目転換等）計画届につきまし  
ては、1件 2筆 6,014㎡でございます。

報告は、以上です。

○議長 報告1から6について、事務局から説明が終わりました。  
ただ今の報告について、ご質問、ご意見はございませんか。  
（発言なし）

○議長 無いようでありますので、報告事項については、これで終わります。

【 閉 会 】



○議長 以上で、本日予定いたしておりました議案すべての審議は終了しました。皆様方には、各議案について、慎重にご審議をいただき誠に有難うございました。

これをもちまして、第30回小野市農業委員会を閉会いたします。

上記、農業委員会等に関する法律、第33条の規定に基づき議事録を作成し、署名捺印する。

令和5年10月27日

小野市農業委員会会長

議事録署名委員5番

議事録署名委員6番